

# 保護者の皆さまへ【幼稚園】

— 鎌 倉 市 —

鎌倉市では、お子さんが私立幼稚園等に通園している保護者の経済的負担を軽減するために、一部国の補助を受けて『私立幼稚園等就園奨励費補助金』を交付しています。次の補助対象に該当する場合は、補助金を交付します。

## 1 補助金の対象となる世帯

平成29年6月1日～同年12月31日までの間に鎌倉市内に住所があり（住民登録があること）、幼稚園等に在園している平成29年4月1日現在3・4・5歳の幼児（平成23年4月2日～平成26年4月1日生まれ）及び満3歳児（満3歳に達したお子さんが翌年の4月を待たずに年度の途中から幼稚園等に就園する幼児）のいる世帯が対象となります。

## 2 補助額について

補助額は、園児の父母（及び父母以外の生計中心者）の平成29年度市区町村民税所得割額の合計により決定します。入園時期や世帯の園児数等により、補助額が異なります。詳しくは、2ページ目の「補助額（年額）について」をご覧ください。

## 3 申請手続きについて

別紙の「鎌倉市私立幼稚園等就園奨励費補助金交付申請書（以下「補助金交付申請書」という。）」に必要事項を記入・押印し、添付書類を添えて、園からお知らせがあった期日までに在園している幼稚園等にご提出ください。同一の幼稚園等に2人以上の園児が就園している場合は、1枚の補助金交付申請書に記入してご提出ください。

## 4 添付書類等

補助額を決定するために、平成29年度市区町村民税の所得割額の確認が必要となります。平成29年1月1日現在の住所地によって提出いただく書類が違います。4ページの「必要な添付書類について」をご確認ください。

市区町村民税が未申告、または必要書類の提出がないなど、税額の確認ができない場合は最も少ない補助額(Eランク)になります。

## 5 Q & A

Q：交付時期はいつですか。

A：3月に市から直接交付します。（9月末までに途中退園・転出した場合は12月（予定）に交付します。）

Q：補助額は月々の額ですか。

A：1年間の額です（交付は年に1度）。

Q：市外の幼稚園に通った場合は、補助金はもらえませんか。

A：鎌倉市に住民登録されていれば、市外の幼稚園に通っていても、鎌倉市から交付します。

■ ———— 問い合わせ先 ———— ■  
 鎌倉市 こどもみらい部 こどもみらい課  
 〒248-8686 鎌倉市御成町18-10  
 電話 0467-61-3891  
 FAX 0467-23-8700

■補助額（年額）についてⅠとⅡ、園児数等で補助額が異なります。

≪Ⅰ 第1子または兄・姉がいる世帯等の場合≫

補助区分	兄又は姉を有していない園児	兄又は姉を1人有している園児	兄又は姉を2人以上有している園児
	第1子	第2子	第3子以降
生活保護の世帯（A）	308,000円	308,000円	308,000円
平成29年度に納付すべき市区町村民税が非課税または所得割額が非課税の世帯（B）	272,000円	308,000円	308,000円
平成29年度に納付すべき市区町村民税の所得割額が（※1ア）円以下の世帯（C）	139,200円	308,000円	308,000円
平成29年度に納付すべき市区町村民税の所得割額が（※2イ）円以下の世帯（D）	62,200円	308,000円	308,000円
上記のいずれにも該当しない世帯（E）	30,000円	308,000円	308,000円

※1 区分Cにおける所得割課税額の限度額（ア）部分の算出方法は、以下のとおりとする。

■34,500円に①、②の合計額を加えた額

① 16歳未満の扶養親族の数×21,300円 ② 16歳以上19歳未満の扶養親族の数×11,100円

※2 区分Dにおける所得割課税額の限度額（イ）部分の算出方法は、以下のとおりとする。

■171,600円に③、④の合計額を加えた額

③ 16歳未満の扶養親族の数×19,800円 ④ 16歳以上19歳未満の扶養親族の数×7,200円

(注1) 区分A～E全ての世帯において、兄姉の範囲について年齢制限を撤廃しました。ただし、生計を一にする場合に限りです。就学等の都合上別居している場合であっても、余暇には生活を共にしている場合や、生活費等の送金が行われている場合には、「生計を一にする」として取扱われます。

(注2) 同一世帯から、同時に2人以上の幼児が幼稚園等に通っている場合、就園している最年長者は「第1子」、次年長者は「第2子」、3人目以降は「第3子以降」の補助額を交付します。

≪Ⅱ ひとり親世帯等の場合≫

補助区分	兄又は姉を有していない園児	兄又は姉を1人有している園児	兄又は姉を2人以上有している園児
	第1子	第2子	第3子以降
生活保護の世帯（A）	308,000円	308,000円	308,000円
平成29年度に納付すべき市区町村民税が非課税または所得割額が非課税の世帯（B）	308,000円	308,000円	308,000円
平成29年度に納付すべき市区町村民税の所得割額が（※1ア）円以下の世帯（C）	272,000円	308,000円	308,000円
平成29年度に納付すべき市区町村民税の所得割額が（※2イ）円以下の世帯（D）	62,200円	308,000円	308,000円
上記のいずれにも該当しない世帯（E）	30,000円	308,000円	308,000円

※1 区分Cにおける所得割課税額の限度額（ア）部分の算出方法は、以下のとおりとする。

■34,500円に①、②の合計額を加えた額

① 16歳未満の扶養親族の数×21,300円 ② 16歳以上19歳未満の扶養親族の数×11,100円

※2 区分Dにおける所得割課税額の限度額（イ）部分の算出方法は、以下のとおりとする。

■171,600円に③、④の合計額を加えた額

③ 16歳未満の扶養親族の数×19,800円 ④ 16歳以上19歳未満の扶養親族の数×7,200円

(注) ≪Ⅰ 第1子または兄・姉がいる世帯等の場合≫に記載の(注1)～(注2)と同じ内容です。

- \* ひとり親世帯等とは保護者又は保護者と同一の世帯に属する者が以下に該当する世帯を指します。
  - (1)生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者（以下「要保護者」という。）
  - (2)母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による配偶者のない者で現に児童を扶養している者（ただし、保護者と同一の世帯に属する者がこれに該当する場合を除く。）
  - (3)身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者（在宅の者に限る。）
  - (4)療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）の規定により療育手帳の交付を受けた者（在宅の者に限る。）
  - (5)精神保険及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者（在宅の者に限る。）
  - (6)特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児童（在宅の者に限る。）
  - (7)国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金の受給者その他適当な者（在宅の者に限る。）
  - (8)その他市町村の長が要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者
- \* 平成29年度市区町村民税が未申告、または4ページ目に記載されている必要書類の提出がないなど、税額の確認ができない場合はEランク（最も少ない補助額）になります。
- \* 補助対象となるのは、幼稚園等に通っている園児だけです。
- \* 補助額は幼稚園に納めた入園料・保育料の金額を限度として交付します。
- \* 年度の途中で入園、退園または本市に転入、市外に転出した場合、補助額は下記のとおり別途算出します。
 

【当該年度に入園料を支払った場合】  $2 \text{ ページの表の単価} \times (\text{保育料の支払い月数} + 3) \div 15$

【当該年度に入園料を支払っていない場合】  $2 \text{ ページの表の単価} \times (\text{保育料の支払い月数}) \div 12$

**なお、補助金交付後に、退園や市外転出の報告があった場合、返金していただくことがあります。**
- \* 住宅ローン控除、寄附金税額控除がある場合は、適用前の市区町村民税所得割額で区分を決定します。

参考	兄弟（年齢等）	幼稚園に通園する園児	該当する表	例）Dランクの場合の補助額
1	いない	 1人	Iを参照	62,200 円
2	いない	  2人	Iを参照	62,200 円+308,000 円 370,200 円
3	いない	   3人	Iを参照	62,200 円+308,000 円+308,000 円 678,200 円
4	 1人 (小学生)	 1人	Iを参照	第2子扱い 308,000 円
5	 1人 (中学生)	  2人	Iを参照	308,000 円+308,000 円 616,000 円
6	 1人 (20歳) (生計が別)	 1人	Iを参照	第1子扱い 62,200 円

※P2表《I 第1子または兄・姉がいる世帯等の場合》の金額で記載しています。

**【必要な添付書類について】**

■ **全員** 振込希望金融機関の預金通帳の写し（キャッシュカードの写しでも可です。）

（通帳表紙の裏面【金融機関名・支店名・支店番号・預金の種類・口座番号・口座名義が記載されている部分】）

■ **平成29年1月1日現在 市外に住所のあった方**

平成29年1月1日現在の住民登録地により異なります。下の表の②、③に該当する方は、必要書類を「補助金交付申請書」の裏面に添付してください。幼稚園等への書類提出期限に間に合わない場合は、補助金交付申請書と預金通帳の写しのみ幼稚園に提出し、課税証明書等は7月28日（必着）までにこどもみらい課に郵送か持参してください（書類の裏面またはメモで、幼稚園名、学年、園児名を書き添えてください）。

ひとり親世帯等に該当する場合は、証明する書類が必要な場合があります。「補助金交付申請書」の裏面を確認し、添付してください。

**平成 29 年 1 月 1 日 現在の 住民 登録 地**

<p>① 鎌倉市に住所（住民登録）のある世帯</p>	<p>預金通帳等の写しを添付してください。 「補助金交付申請書」の「同意書」欄に署名、押印してください。 ただし、平成28年1月～12月の間に国外での収入があった場合には、③をご参照ください。 ※ ここでの同意により、市で平成29年度市民税課税台帳から課税状況を調査して、補助金額を決定します。</p>
<p>② 国内で鎌倉市外に住所（住民登録）があった世帯 世帯主等が、市外で単身赴任していた（いる）世帯</p>	<p>1月1日現在の住所地、もしくは単身赴任先の住所地から「平成29年度市区町村民税課税証明書（所得割額、扶養控除等の内訳、住宅ローン控除額（該当がある場合）、寄附金税額控除額（該当がある場合）の記載があるもの」を取り寄せてください。 課税証明書を提出しない場合は、「補助金交付申請書」裏面の3つの選択肢のいずれかにチェックをしてください。 ただし、平成28年1月～12月の間に国外での収入があった場合には、③をご参照ください。 父母（及び父母以外の生計中心者）それぞれが課税されている（申告している）場合は、それぞれの課税証明書が必要となります。</p>
<p>③ 日本国内に住所がなかった世帯 世帯主等が、海外へ単身赴任していた（いる）世帯</p>	<p>昨年中（平成28年1月～12月）の総収入がわかる書類（所得の証明、勤務先からの給与支払証明等）を提出してください。外国語で記載されている場合は、その訳文の添付をお願いします。 国内で所得があった場合には、その所得についての書類も添付してください。※ 補助区分を決定するため、仮市民税額を算出する資料とします。 父母（及び父母以外の生計中心者）それぞれに収入がある場合は、それぞれの証明書が必要となります。</p>

※ 以下の場合は、一律Eランク（最も少ない補助額）となります。

- ・①の方で、同意書に署名・押印がなく、課税額が確認できない場合
- ・①の方で市民税が未申告の場合や②、③の方で必要書類の提出がなかった場合
- ・申請書裏面「課税証明書は提出しないので、補助区分はEランクでよい」、「国外での収入金額が分かる書類は提出しないので、補助区分はEランクでよい」欄をチェックした場合

※ 次の書類は添付書類として使用できません。

- ・市県民税特別徴収税額の通知書（納税義務者用）
- ・源泉徴収票
- ・納税通知書
- ・確定申告の控え
- ・所得証明書（市民税課税額の証明を兼ねるものは使用できません）

※ 添付書類は写しで構いません。記載事項が全て見えるようにしてください。

※ 小児医療費助成・児童手当等の申請のため、既に鎌倉市に課税証明書を提出している場合は、提出先をご記入ください。こどもみらい課で確認ができない場合は、再度お取り寄せいただき、ご提出いただきます。（5月以前に提出している場合は、前年度の課税証明書のため添付書類としてお使いいただけません。改めて平成29年度の課税証明書をお取り寄せください。）

# 記入例

世帯主等の29年1月1日現在の住所が鎌倉市外の場合は、ご記入ください。(単身赴任を含む)

⇒ 市外の場合は、その住所地から「平成29年度市区町村民税課税証明書」を裏面に添付してください。

⇒ 海外の場合は、平成28年1月から12月の総収入(海外・国内の全ての収入)が分かる書類を裏面に添付してください。

申請者は世帯主以外の方でも大丈夫です。

申請内容等の確認をする場合がありますので、連絡がとれる電話番号を必ずご記入ください。

口座名義は申請者と同意書欄の保護者氏名と同一の人物としてください。

振込希望金融機関の通帳の写しを申請書裏面に添付してください。

補助金の交付は3月になりますので、3月時点で使用できる口座をご記入ください。

扶養人数により補助金額が変わりますので必ずご記入ください。申請者の方のお名前もご記入ください。

在園幼児を含んだ人数を記入してください。

クラス年齢の書き方は  
 年長=5歳  
 年中=4歳  
 年少=3歳  
 満3歳=満3歳  
 とご記入ください。

該当する場合はチェックをしてください。(詳しくはP3をご覧ください。)

ご同意いただけないと補助金の交付ができませんので必ずご記入ください。

かまくら 太郎		鎌倉 太郎	
市 御成町 18番10号		(自宅) 0467 - 23 - 3000	
現在の住所		市内・市外 ( 都道府 )	
振込希望金融機関	鎌倉 銀行 御成 本店	種別	普通
口座番号(右詰め)	0 1 2 3 4 5 6 7	口座名義(カタカナ)	カマクラ タロウ
在園園名	由比ガ浜幼稚園		
氏名(ふりがな)	鎌倉 夏子		
年齢	5歳児		
氏名	鎌倉 春美 (かまくら はるみ)		平成25年4月20日 (4歳児)
生年月日(年齢)	( ) 平成 年 月 日 ( 歳児)		
氏名	鎌倉 太郎	昭和・平成 45・10・26 (46)	父
氏名	鎌倉 花子	昭和・平成 48・8・17 (43)	母
氏名	鎌倉	21・4・20 (8)	兄
1,2以降生)の人数	3人	16~19歳未満(H.1.2~H.1.1生)の人数	人
要保護者(生活保護法)	<input type="checkbox"/> ひとり親	<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳	<input type="checkbox"/> 療育手帳
	<input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳	<input type="checkbox"/> 特別児童扶養手当	<input type="checkbox"/> 障害基礎年金
私立幼稚園等就園奨励費補助金を上記のとおり園を通じて申請することに同意する。この届に記載した状況について、鎌倉市職員が上記園児の戸籍情報、住民基本台帳、課税台帳、児童扶養手当受給状況、特別児童扶養手当受給状況をおよび在園状況について、在園幼稚園等から情報を収集することに同意します。			
平成 29 年 7 月 9 日		鎌倉市長 宛	
		保護者氏名 鎌倉 太郎	

## 【注意事項】

※黒のボールペンでご記入ください。(鉛筆、黒以外のペン、消せるボールペンは使用不可)

※訂正箇所については、二重線で消し、訂正印を押印してください。

※裏面に必ず振込希望金融機関の預金通帳の写しを添付してください。

※口座名義と同意書欄の保護者氏名は必ず申請者と同一の人物としてください。